



島根県報

令和5年3月22日（水）

号外第32号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 3

告 示

島根県告示第210号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷 1114番4地先から同 1165番5地先まで	前	A	メートル 3.94～ 11.56	328.63	浜田県土整備 事務所 左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ 拡幅
		江津市桜江町谷住郷 1126番1地先から同 1161番2地先まで		B	4.33～ 14.80		
		江津市桜江町谷住郷 1118番4地先から同 1131番1地先まで	C	4.00～ 25.44	57.74		
		江津市桜江町谷住郷 1114番4地先から同 1165番5地先まで	後	A	3.94～ 73.22	328.63	
		江津市桜江町谷住郷 1126番1地先から同 1161番2地先まで		B	6.40～ 15.99		
		江津市桜江町谷住郷 1118番4地先から同 1131番1地先まで		C	4.00～ 25.44	57.74	

島根県告示第211号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町広瀬イ843番4地先から同イ845番1地先まで	メートル 143.00	令和5年 3月22日	益田県土整備 事務所	

島根県告示第212号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町門田848番19地先から同番10地先まで	メートル 128.33	令和5年 3月22日	浜田県土整備事務所	